

中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）実施要領

令和8年9月3日決裁

第1 趣旨

中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）の実施については、中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）費補助金交付要綱（令和8年9月3日決裁）の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

第2 目的

本県において、中東情勢の影響による石油等由来製品の急激な価格高騰や供給不足に直面する農林水産業者への影響を緩和するため、石油等由来製品の仕入れ価格上昇分及びその代替品に対する仕入れ価格差の一部を支援する。

第3 定義

本事業における、以下の用語の定義については、次のとおりとする。

- 1 石油等由来製品 農林水産業の経営に供する資材のうち石油や天然ガスなどの化石資源を原料として製造された製品をいう。
- 2 石油等由来製品の代替品 農林水産業の経営に供する資材のうち石油等由来製品に代わり使用でき、同等の機能を有する製品をいう。

第4 事業内容

本事業の内容は別記に定めるとおりとする。

第5 申請の支援

- 1 県は、本事業を円滑に実施するため、申請に必要な書類の発行、農林水産業者の電子申請のサポート等を行うことができる団体に業務を委託するものとする。
- 2 県から委託を受けた申請を支援する団体は、農林水産業者が本事業の申請を行うために必要な支援を行うものとする。

第6 事業実施の手続き

中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）申請要領に定めるとおりとする。

第7 補助金交付の手続き

中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）費補助金交付要綱（令和8年9月3日決裁）に定めるとおりとする。

第8 その他

事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、農林部長が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和8年9月3日から施行する。

(別記)

事業内容

1 交付対象者

次の（１）から（４）までの要件を全て満たす者とする。

- （１）埼玉県内に住所を有する農林水産業者又は埼玉県内に主たる事業所を置く農林水産業を営む法人であること。
- （２）申請日時点において、埼玉県内で農林水産業を経営しており、引き続き埼玉県内で経営を継続する意思を有すること。
- （３）農林水産業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- （４）実質的に経営に関与する者等に、埼玉県暴力団排除条例（平成２３年埼玉県条例第３９号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条例第２条第２号に規定する暴力団員等を含まないこと。

2 交付対象

交付対象は、次のとおりとする。

（１）石油等由来製品

石油等由来製品であって、令和８年３月以降に交付対象者が仕入れた価格と同年２月末時点の販売価格を比較して価格上昇率が５０％以上であることが確認できるもの

（２）石油等由来製品の代替品

石油等由来製品の代替品であって、令和８年３月以降に交付対象者が仕入れた価格と同年２月末時点の代替前製品の販売価格を比較して価格上昇率が５０％以上であることが確認できるもの

3 補助金の額等

令和８年３月以降に仕入れた石油等由来製品、石油等由来製品の代替品の費用をもとに、下表の補助金額算定の考え方に基づいて算出するものとする。

算出した補助金申請額の合計が５０万円を超える場合には、補助金額は５０万円とする。
また、算出した補助金申請額の合計が１０万円に満たない場合は、交付対象外とする。

表 補助金額算定の考え方

交付対象	交付単価	補助金の額	補助上限額・下限額
石油等由来製品 (石油等由来製品であって、令和8年3月以降に交付対象者が仕入れた価格と同年2月末時点の販売価格を比較して価格上昇率が50%以上であることが確認できるもの)	仕入れた製品ごとに次の式により算定した額 $(a-b) \times 1/2$ a: 令和8年3月以降の仕入品単価(税抜) b: 令和8年2月末時点の仕入品単価(税抜) * 1	交付単価に仕入数量を乗じた額 * 3	上限額 50万円 下限額 10万円
石油等由来製品の代替品 (石油等由来製品の代替品であって、令和8年3月以降に交付対象者が仕入れた価格と同年2月末時点の代替前製品の販売価格を比較して価格上昇率が50%以上であることが確認できるもの)	仕入品ごとに次の式により算定した額 $(a-b) \times 1/2$ a: 令和8年3月以降の代替品の仕入品単価(税抜) b: 令和8年2月末時点の代替前製品の仕入品単価(税抜) * 2		

* 1 石油等由来製品について、令和8年2月末時点で同一製品の仕入実績がない場合にあつては、同時点の販売価格を証する書類の提出により、当該価格を用いて算定するものとする。

* 2 石油等由来製品の代替品について、令和8年2月末時点で代替前製品の仕入実績がない場合にあつては、同時点の販売価格を証する書類の提出により、当該価格を用いて算定するものとする。

* 3 千円未満は切り捨てとする。

※消費税及び地方消費税については補助対象外とする。

※いずれも予算の範囲内で交付する。